○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞　　名」を「㊞　　名」に改め、備考４を削り、同様式別表二―二中「㊞」を削る。

別記様式第二号中「㊞　　名」を「㊞　　名」に改め、備考５を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。